

ODAIBA ファウンテン（仮称）協賛要綱（改正案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、お台場海浜公園水域において整備される噴水施設「ODAIBA ファウンテン（仮称）」（以下「噴水」という。）の趣旨に賛同する法人、その他団体又は個人（以下「企業等」という。）が、ODAIBA ファウンテン（仮称）実行委員会（以下「実行委員会」という。）に協賛する際に必要な事項を定めるものとする。

（協賛の種類）

第2条 この要綱において、協賛とは、企業等が、実行委員会が実施する事業に要する資金（以下「協賛金」）という。）を提供することをいう。

（協賛の申込等）

第3条 企業等は、ODAIBA ファウンテン（仮称）協賛申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）を実行委員長に提出するものとする。

2 実行委員長は、前項の申込書の提出があった場合、第7条第1項各号のいずれにも該当しないと認められるときは、速やかに受理し、申込者に対して ODAIBA ファウンテン（仮称）協賛受理書（様式第2号。以下「受理書」という。）により受理した旨を通知するものとする。

（協賛金の納入等）

第4条 資金協賛については、受理書の通知を受けた申込者が、実行委員長が指定する口座に協賛金を納入することによって行うものとする。

2 実行委員長は、協賛金を納入した企業等が領収書の発行を希望するときは、領収書を発行することができる。

（協賛の特典等）

第5条 第4条第1項の規定により協賛を行った企業等（以下「協賛者」という。）の特典は、別表「ODAIBA ファウンテン（仮称）協賛特典一覧」のとおりとする。

2 実行委員長が必要と認めるときは、特典一覧以外の新たな特典を追加する場合がある。

（協賛金の使途）

第6条 協賛金は、その全てを実行委員会の経費に充て、目的外には一切使用しないものとする。

(協賛申込の不受理等)

第7条 実行委員長は、申込者が次の各号のいずれかに該当する場合は、申込書を受理しないものとし、申込者に対しその旨を通知する。

- (1) 特定の政治、思想、宗教等の活動を目的とした団体、又は噴水を特定の政治、思想、宗教等の活動に利用する恐れのある者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団の構成員であると認められる者
- (3) 法令又は公序良俗に反する者
- (4) 噴水の品位を傷つけ、又は正しい理解を妨げるおそれのある者
- (5) その他、実行委員長が不相当と判断する者

2 実行委員長は、申込書を受理された者が、その後、前項各号のいずれかに該当するに至った場合、又は前項各号のいずれかに該当することが判明した場合は協賛を取り消すものとし、協賛者に対し、その旨を通知するとともに、原則として、協賛金又は協賛物品を返戻する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協賛に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和7年9月19日から施行する。

附則

この要綱は、令和8年 月 日から施行する。

【別表】

ODAIBAファウンテン（仮称）協賛特典一覧

特典内容		プランA 約250万円	プランB 100万円	プランC 50万円	プランD 10万円
①	演出プログラム作成		—	—	—
②	ロゴマークの商用利用			—	—
③	実行委員会のHPやSNSを活用し、 協賛者の事業をPR	回数・時間で差別化	—	—	—
		回数・時間で差別化	—		—
		回数・時間で差別化	—	—	
④	協賛者名の掲示	実行委HPの演出プログラム 紹介欄（並列掲載）	—	—	—
		実行委HPで掲示（大）	—		—
		実行委HPで掲示（中）	—	—	
		実行委HPで掲示（小）	—	—	—

※プランAの特典の有効期限は協議の上決定する。

※プランB、プランC及びプランDの特典の有効期限は、協賛受理書発行日の翌月一日から一年間とする。ただし、令和7年度中に申し込みがあった場合については、令和9年3月31日までとする。

※①の内容については、屋外広告物条例、その他法令に抵触しないものとする。

※②については実行委員会が認めるものに限る。なお、協賛者による利用を原則とするが、臨海副都心地域に協賛者が所有する施設内で、テナントに利用させる場合を含む。

※プランAの協賛者による②については、ロゴマークの加工（実行委員会が認めるものに限る。）を行うことができるものとする。

※金額は全て税別。

ODAIBAファウンテン（仮称）協賛申込書

令和 年 月 日

ODAIBAファウンテン（仮称）実行委員会
委員長 若林 憲 様住所又は所在地
名 称
代表者（役職・氏名）

ODAIBAファウンテン（仮称）に下記のとおり協賛を申し込みます。

記

1 協賛の内容

金 額	金 円（うち消費税 円）
納入予定時期	令和 年 月 日
選択プラン	プランA ・ プランB ・ プランC ・ プランD

2 協賛特典について

下表の網掛け部分が協賛者の特典になります。

該当する特典について、希望しない項目があれば「×」を記入してください。（希望する場合は無記入で結構です。）

ODAIBAファウンテン（仮称）協賛特典一覧

特典内容		プランA 約250万円	プランB 100万円	プランC 50万円	プランD 10万円
①	演出プログラム作成		—	—	—
②	ロゴマークの商用利用			—	—
③	実行委員会のHPやSNSを活用し、 協賛者の事業をPR	回数・時間で差別化	—	—	—
		回数・時間で差別化	—		—
		回数・時間で差別化	—		—
④	協賛者名の掲示	実行委HPの演出プログラム 紹介欄（並列掲載）	—	—	—
		実行委HPで掲示（大）	—		—
		実行委HPで掲示（中）	—		—
		実行委HPで掲示（小）	—	—	

※プランAの特典の有効期限は協議の上決定します。

※プランB、プランC及びプランDの特典の有効期限は、協賛受理書発行日の翌月一日から一年間とします。

ただし、令和7年度中に申し込みがあった場合については、令和9年3月31日までとします。

※①の内容については、屋外広告物条例、その他法令に抵触しないものとします。

※②については実行委員会が認めるものに限り、なお、協賛者による利用を原則としますが、臨海副都心地域に協賛者が所有する施設内で、テナントに利用させる場合を含みます。

※プランAの協賛者による②については、ロゴマークの加工（実行委員会が認めるものに限る。）を行うことができます。

※金額は全て税別です。

3 連絡先

所 属		職 氏 名	
T E L		E-mail	

ODAIBAファウンテン（仮称）協賛受理書

令和 年 月 日
7 0 フ 委 第 号
管理番号協 ● - ●

●●●●●●●●
●●● ●● ●● 様

ODAIBAファウンテン（仮称）実行委員会
委員長 若林 憲

令和 年 月 日付けで申請のあったODAIBAファウンテン（仮称）への協賛申し込みを
下記のとおり受理いたしました。

記

1 協賛の内容

金 額	金 円（うち消費税 円）
納 入 期 限	令和 年 月 日
選 択 プ ラ ン	プランA ・ プランB ・ プランC ・ プランD

2 協賛特典について

①	<input type="checkbox"/>	演出プログラム作成	
②	<input type="checkbox"/>	ロゴマークの商用利用	
③	<input type="checkbox"/>	実行委員会のHPやSNSを活用し、 協賛者の事業をPR	回数・時間で差別化 ()
④	<input type="checkbox"/>	協賛者名の掲示	実行委HPの演出プログラム 紹介欄（並列掲載）
	<input type="checkbox"/>		実行委HPで掲示（大）
	<input type="checkbox"/>		実行委HPで掲示（中）
	<input type="checkbox"/>		実行委HPで掲示（小）

3 特典の有効期限

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
